

令和5年5月8日

受講される皆様へ

(一社)日本クレーン協会近畿支部 八尾クレーン教習所

日頃から日本クレーン協会近畿支部・八尾クレーン教習所の業務運営につきまして、ご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、政府は本年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症法上の分類を2類相当から5類へ移行され、季節性のインフルエンザと同様の取扱いとすることとなりました。

しかし、コロナウイルスの感染リスクがあるため、下記の予防対策を継続して教習・講習を実施いたします。

記

教習所の実施事項

- ① アルコール消毒液の設置
- ② 教室の教壇にアクリル板を設置して講師の飛沫防止
- ③ 教室は常時換気の実施
- ④ 光触媒技術による空気清浄機（コロナ菌を死滅）
- ⑤ 机をアルコール消毒
- ⑥ 教室の清掃

受講生へのお願い事項

不特定の方々が集まって講習を受講されますので、**マスクの着用**にご**協力**をお願いしております。